

令和7年9月16日
東北地方整備局

測量業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、下記のとおり測量法（昭和24年法律第188号）に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号 明光技研株式会社
登録番号 (10) - 11732
代表者 代表取締役 高橋 加代子
所在地 山形県南陽市西落合566-1

2. 処分内容

測量法第57条第2項第5号の規定に基づく営業の停止

(1) 期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間

(2) 停止を命ずる営業の範囲及び地域

営業の範囲：測量法第10条の2に規定する測量業に関する営業（注）

（注）基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う営業

地域：全国

3. 処分理由

明光技研株式会社の元代表取締役は、高畠町発注の「川合橋外橋梁補修設計業務」において、元同町職員から入札における予定価格の情報の教示等を受け、その見返りとして約100万円を無利息、無担保で貸し付けた。

これにより、公契約関係競売入札妨害罪及び贈賄罪により懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、刑が確定している。

このことが、測量法第57条第2条第5号に該当すると認められる。

（参考）

測量業者の不正行為に対する監督処分の基準

<https://www.mlit.go.jp/common/000029971.pdf>